

事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-02-01	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	生活保護行政運営事務費	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	田中	内線	2628		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-03-01	事務費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 40 年度	根拠	生活保護法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	生活保護法に基づく事務に要する経費を支出することで、効率的な事務執行に資することを目的とする。						
対象者等	生活福祉課職員及び被保護者等						
内容	①生活保護法に基づく事務の執行に要する経費 ・ 嘱託医の設置費（内科医：火曜1名、木曜1名 合計2名、精神科医：月曜1名） ・ 資産調査専門員配置（2名） ・ 面接・相談嘱託員配置（1名） ・ 介護扶助適正化指導員（ケアマネージャー）配置（1名） ・ 生活援護支援員配置（1名） ・ 一般需用費（医療台帳、保護決定書、保護費支給袋等印刷代、保護手帳等生活保護関係図書購入費等） ・ 委託料（医療費支払事務、要介護認定調査、介護費支払事務、レセプト点検、施設委託事務費、生保システム関係経費、精神保健福祉業務、高齢者居宅介護支援事業業務） ②その他経費 ・ 使用料 ・ 賃借料（山谷地区越年対策用自動車借上げ） ・ 報償費（越年対策事業）						
経過	平成12年度 生活保護システム更新4月稼働、介護扶助新設、医療券と診療報酬明細書が分離 平成13年度 レセプト点検委託 平成15年度 保護施設委託事務費新規予算措置（支援費制度導入により） 平成17年度 生活保護システム関係経費新規予算措置 平成18年度 資産調査専門員配置（平成23年度より増配置） 平成20年度 生活保護システム一部修正（中国残留邦人等支援給付制度導入） 平成21年度 精神保健福祉業務委託 平成22年度 介護扶助適正化指導員配置 平成24年度 越年対策事業経費移行 ケースワーカー業務（高齢者医療、介護支援事業）の一部委託 平成25年度 高齢者居宅介護支援事業業務委託 平成31年度金銭管理支援業務委託 平成28年度 後発医薬品差額通知作成業務委託 平成31年度レセプト点検と健康管理支援の一体的実施						
必要性	生活保護事業を適正に実施するための事務経費であり、必須である。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） [委託業務] ・ 要介護認定調査(10割) ・ 家財整理 ・ 保護施設委託事務 ・ 生活保護システム運用 ・ 精神保健福祉業務 ・ レセプト点検 ・ 高齢者居宅介護支援事業						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	生活保護法に基づく事務執行経費であるほか、被保護者支援等に欠かせない事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
予算額	100,294	104,824	111,796	140,928	97,967	110,709	126,600	
決算額(元年度は見込み)	97,782	97,063	103,912	126,688	94,834	107,781	126,600	
実績の推移	事項名(元年度は見込み)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	介護扶助審査判定件数	144	157	121	101	126	116	133
	レセプト点検総件数	159,373	158,630	161,927	164,586	165,544	166,396	175,200
	資産調査総件数							

予算・決算の内訳								
平成29年度(決算)			平成30年度(決算)			令和元年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	資産調査員等・嘱託医報酬	15,246	報酬	資産調査員等・嘱託医報酬	18,084	報酬	資産調査員等・嘱託医報酬	18,094
共済費	資産調査員等	1,069	共済費	資産調査員等	1,465	共済費	資産調査員等	1,244
報償費	越年対策事務従事	106	報償費	越年対策事務従事等	106	報償費	越年対策事務従事等	133
旅費	資産調査員等	11	旅費	資産調査員等	7	旅費	資産調査員等	32
需用費	消耗品・印刷製本等	1,529	需用費	消耗品・印刷製本等	1,814	需用費	消耗品・印刷製本等	1,980
役務費	生活保護関係郵送料	12,704	役務費	生活保護関係郵送料	12,801	役務費	生活保護関係郵送料	13,189
委託料	システム保守、レセプト点検等	64,169	委託料	システム保守、レセプト点検等	73,406	委託料	システム保守、レセプト点検等	84,737

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
	給与関係費	22,442	29,017	6,575	地方税	0	0	0	
	物件費	78,344	88,125	9,781	国庫支出金	52,297	58,141	5,844	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	148	143	▲5	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	175	106	▲69	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	1	0	▲1	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	52,446	58,284	5,838	
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,054	755	▲1,299	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲50,569	▲59,719	▲9,150	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	103,015	118,003	14,988	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲50,569	▲59,719	▲9,150	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲50,569	▲59,719	▲9,150	

備考 行政費用では、物件費が全体の約75%を占め、中でも委託料の割合が多い。主な委託料としては、高齢者居宅介護支援事業業務委託が43,804,800円、精神保健福祉業務委託が8,422,920円となっている。行政収入では、国庫補助金の58,141,000円が収入の約99.8%を占めている。

問題点・課題 【高齢者居宅介護支援事業】
○年数の経過により、さらに高齢化が進み、認知症の発症や入院等で対応が困難になっている被保護者世帯が増加している。
○対人業務のため、ケースワーカーと委託支援員との明確な業務の分業化が難しい。
【金銭管理支援事業】
○本人同意がとれないことで支援できない被保護者がいるため、継続的な支援内容の説得を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	継続して差額通知を送付することで、後発医薬品のさらなる使用促進を図る。	平成30年10月1日から後発医薬品使用が原則化されたため、基準改定決定通知書送付の際にリーフレットを被保護者全員に送付した。	高齢者居宅介護支援事業の委託支援員と明確な分業化ができるよう、さらに仕様書の検討を行っていく。
②	—	—	課全体のBPRに合わせて、より効果的な業務体制を検討していく。
③	—	—	金銭管理支援事業の支援対象者が増加傾向にあるため、事業規模を拡大する。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会要旨(要旨) 平成24年 一定 ケースワーカー業務の外部委託の導入について
平成25年 二定 福祉事務所現業職員の適正配置と養成の強化について
平成27年度 九月会議 ジェネリック医薬品の利用促進について

事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-02-02	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	被保護者就労支援事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	木村（作成者）	内線	2653		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-03-03	被保護者就労支援事業					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 17年度	根拠	生活保護法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度	法令等	荒川区非常勤職員設置要綱				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	就労意欲はあるが、なかなか就業に結びつかない被保護者に対して、就業の実現に必要な支援を組織的に行い、被保護者の自立を助長することを目的とする。						
対象者等	被保護者のうち、稼働年齢層で就労意欲があり支援することにより就労が見込まれる者						
内容	就労支援専門員（ハローワークOB等）の設置 [対象者の選定] ・ 就労意欲があり、かつ支援することにより就労が見込まれる者の選定 [就労支援検討会] ・ 対象者、ケースワーカーとの三者間にて支援方針及び支援内容等を決定 [具体的支援] ・ ハローワーク足立、就労支援コーナーあらかわ、JOB町屋等への同行及び各所職業相談部門担当者との連携 ・ 職業訓練受講及び資格取得等の斡旋並びに指導 ・ 求人情報提供、面接指導、履歴書・職務経歴書作成指導ほか ・ ケースワーカーとの連携（環境整備等） ・ 就労先開拓及び紹介、打診、面接同行 [就労支援結果の確認] ・ 就労状況確認・就労支援継続の要否の検討						
経過	平成17年 4月 事業開始（就労支援専門員 1名配置） 平成23年 4月 就労支援専門員を1名増員し2名体制実施 平成25年12月 就労支援コーナーあらかわ（ハローワーク常設窓口）設置 平成27年 4月 生活保護法改正（「被保護者就労支援事業」の法令化）						
必要性	被保護者に対し、就職活動を支援することにより自立を促進し、生活保護制度の適正実施に寄与するため必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） ①就労支援専門員との面接（ケース毎の就労支援指導）、②ハローワーク足立等への同行、③会社訪問同行、面接等援助、④就業状況確認及び就職後のフォローアップ ⑤就労支援継続の要否の検討						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 就労人員(人)	47	38	26		50	平成25年12月就労支援コーナーあらかわ開設
	② 新規支援人員(人)	55	29	19		50	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
重点的に推進	重点的に推進	就労により被保護者の自立を助長するため、重点的に推進する必要がある。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		6,194	6,201	5,981	6,020	6,018	5,771	5,642
決算額（元年度は見込み）		5,951	5,617	5,970	6,007	5,753	5,629	5,642
実績の推移	事項名（元年度は見込み）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	就労支援対象者数	456	242	278	323	221	210	250
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	就労支援専門員報酬	5,493	報酬	就労支援専門員報酬	5,493	報酬	就労支援専門員報酬	5,496
共済費	社会保険料	254	共済費	社会保険料	131	共済費	社会保険料	131
旅費	ハローワーク等同行旅費	6	旅費	ハローワーク等同行旅費	6	旅費	ハローワーク等同行旅費	15

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	5,748	6,001	253	地方税	0	0	0	
	物件費	6	6	0	国庫支出金	4,512	4,327	▲ 185	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	4,512	4,327	▲ 185	
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	30	30	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,242	▲ 1,710	▲ 468	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	5,754	6,037	283	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,242	▲ 1,710	▲ 468	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,242	▲ 1,710	▲ 468		

備考
行政費用では、給与関係費が全体の約99%を占めている。物件費は、全額、特別旅費となっている。
行政収入では、全額が国庫負担金となっている。

問題点・課題
○「就労支援コーナーあらかわ」で就労に繋がらなかった人達は、就労に繋がる期間が長期化する傾向があるため、短期間で就労に結び付ける対策が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	「就労支援コーナーあらかわ」で就労に繋がらなかった支援者を早急にすくい上げることで、労意欲低下を未然に防ぐ。	早期の支援を行い就労意欲低下を防ぐため、就労支援員を中心としてアセスメントを行い、支援体制を構築した。	就労支援員への依頼を速やかに行えるよう体制を整え、CWに周知を徹底し定着させる。合わせて効果の検証も行う。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-02-03	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	路上生活者等対策事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤			
		担当者名	古口（作成者）	内線	2635			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-03-02	自立支援事業						
	01-15-01	路上生活者対策事業分担金						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	13年度	根拠	路上生活者対策事業実施大綱、ホームレス対策				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	特別措置法、生活困窮者自立支援法				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	荒川区内の道路、公園、河川敷等で生活する路上生活者等に対して、生活相談等を行うとともに、都区共同事業である「路上生活者対策事業」の利用窓口となり、路上生活者等の早期社会復帰に向けた支援を行う。							
対象者等	荒川区内の道路、公園、河川敷等で生活する路上生活者等							
内容	<p>1 路上生活者等の自立に向けた生活に関する相談等</p> <p>2 都区共同事業「路上生活者対策事業」に基づいて設置された自立支援センターの利用承諾承認 [自立支援センター事業]</p> <p>(1) 巡回相談 (2) 緊急一時保護 (3) 自立支援 (4) 地域生活継続支援 ※平成22年10月から緊急一時保護センターと自立支援センターを一本化し、新型自立支援センターとして再構築</p> <p>[自立支援センター設置の考え方]</p> <p>(1) 各ブロック1ヶ所設置（5年間の持ち回り）、自立支援住宅は各ブロック40戸設置。 (2) 施設の建設は基本的に東京都が行い、管理運営は特別区が行い、特人厚が共同処理する。 (3) 経費負担は都が2分の1、区は残りの2分の1の額の23分の1を負担する。 (4) 荒川寮（仮称）開設予定。（令和2年1月）</p>							
経過	<p>平成12年 7月 路上生活者自立支援事業に伴う都区協定締結、11月 自立支援事業開始</p> <p>平成13年 4月 荒川区に路上生活者自立支援相談員を設置、8月 路上生活者対策事業実施大綱制定、特別区長と都知事による協定の締結、11月 緊急一時保護事業開始</p> <p>平成17年 2月 緊急一時保護センター荒川寮開設（平成22年2月閉鎖）</p> <p>平成18年11月 全ブロックに緊急一時保護及び自立支援センター設置完了</p> <p>平成20年 4月 路上生活者対策事業実施大綱改定（再構築）</p> <p>平成22年10月 新型自立支援センターへ移行開始</p> <p>平成25年 2月 全ブロックに新型自立支援センター設置完了（平成27年1月から設置二巡目）</p> <p>平成27年 4月 生活困窮者自立支援法に基づき事業実施（従前はホームレス対策特別措置法）</p> <p>平成29年 7月 ホームレスの自立支援等に関する特別措置法の10年間延長決定</p> <p>平成31年 4月 路上生活者居住支援事業開始</p>							
必要性	路上生活者等の自立に向けた対策事業として実施する必要性は高い。							
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>利用承諾・処遇決定等は特別区、施設建設、住宅・職業相談体制等の確保調整は東京都が行う。 ※ 各施設の管理運営については、特人厚が社会福祉法人等に委託</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	自立者数(人)	9	5	7	9	-	路上生活から自立した生活に移行した者
	②	相談延件数(人)	46	33	28	46	-	
③	自立支援センター入所者数(人)	29	27	18	28	-		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度	路上生活者を対象にした都区共同事業であり、継続する。						
継続	継続							

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		9,626	9,009	8,514	8,629	6,354	12,695	6,970
決算額（元年度は見込み）		7,822	7,745	4,594	7,004	5,201	10,867	6,970
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
緊急一時保護在籍者数		0	5	0	1	0	0	2
自立支援在籍者数		2	4	6	6	5	7	6
自立支援住宅在籍者数		0	0	1	2	2	1	2

予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	自立支援相談員報酬	2,378	報酬	自立支援相談員報酬	1,869	報酬	自立支援相談員報酬	2,596
共済費	社会保険料	330	共済費	社会保険料	248	共済費	社会保険料	393
旅費	緊急一時保護センター同行旅費	9	旅費	緊急一時保護センター同行旅費	7	旅費	緊急一時保護センター同行旅費	50
役務費	緊急一時保護センター移送費	7	役務費	緊急一時保護センター移送費	7	役務費	緊急一時保護センター移送費	7
負担金補助等	自立支援センター分担金	2,477	負担金補助等	自立支援センター分担金	8,734	負担金補助等	自立支援センター分担金	3,906

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	10,834	7,770	▲ 3,064	地方税	0	0	0	
	物件費	16	16	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	2,477	8,734	6,257	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,724	451	▲ 2,273	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 16,051	▲ 16,971	▲ 920	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	16,051	16,971	920	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 16,051	▲ 16,971	▲ 920	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 16,051	▲ 16,971	▲ 920		

備考

行政費用では、給与関係費と補助費等で全体の約97%を占めている。補助費等の内訳は、全額が負担金補助及び交付金（ホームレス自立支援事業負担金）である。

問題点・課題

○従来の年齢層の高い、いわゆるホームレスというイメージの路上生活者が大幅に減少し、定住先を持たない若者層を中心とした路上生活者が最近の主な利用者となっている。こうした社会経験に乏しく就労経験の浅い若年層者への支援のノウハウと柔軟な対応といったスキルが必要となってきた。また、過去の入所歴、精神疾患を主とした病歴及び犯罪歴等の条件で入所できないケースが多くなってきていることから、このようなケースへの対応が課題となっている。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、個々の利用者の意向を尊重しながら、施設運営者と連携を図り自立に向けて必要な支援を行っていく。	必要に応じて連絡を取り合い、利用者の情報を共有し、今後の対応を話し合った。	引き続き、その都度情報を交換しきめ細かな対応をしていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	

事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-02-05	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	生活扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	山田（作成者）	内線	2637		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-01-01	生活扶助					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 25 年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	憲法25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その程度に応じて必要な保護を行うことで、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。						
対象者等	生活保護受給者のうち、支給の必要な者						
内容	<p>生活保護申請の意思がある区民からの相談を受けて申請を受理し、必要な調査を行ったうえで生活保護の要否を判定する。生活保護の必要な区民に対しては、生活保護法に基づく保護を開始し、最低生活に必要な金品を適正に支給するとともに、自立を支援する。</p> <p>[生活扶助の範囲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①衣食、光熱水費その他の日常生活の需要を満たすために必要なもの ②移送費 <p>[生活扶助の実施原則]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①居宅保護を原則とする ②金銭給付を原則とする ③保護金品は1ヶ月分以内を限度に支給する ④居宅の場合の扶助費は、世帯単位で計算し、世帯主又はこれに準ずる者に交付する。 						
経過	<p>昭和29年 5月 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の措置について（厚生省社会局長通知）</p> <p>昭和59年度 基準額の算出に水準均衡方式採用（一般世帯消費支出の約68%相当）現在に至る</p> <p>平成元年度 補助金等臨時特例等法により国庫負担金補助率を 7/10 → 3/4 に改正</p> <p>平成12年度 介護扶助創設 介護保険料分を生活扶助に加算</p> <p>平成18年 4月 老齢加算廃止</p> <p>平成21年12月 母子加算（H21.4廃止）復活</p> <p>平成25年 8月 生活扶助基準額改定（3ヵ年による段階的減額）</p> <p>平成26年 4月 消費税増税に伴う生活扶助基準額改定（3ヵ年による段階的減額後、2.9%増）</p> <p>平成27年 4月 生活扶助基準額改定（3ヵ年による段階的減額終了）</p> <p>平成30年10月 生活扶助基準額改定（3ヵ年による段階的減額開始）</p>						
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。						
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>①面接相談、申請受理 ②申請に対して資産、稼働能力、扶養義務、病状調査、14日以内に決定、通知</p> <p>③施設への収容、保護費の支給 ④自立助長のための生活指導・相談、病状把握等</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出であり、継続する。					

予算・決算額等の推移	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
予算額	4,676,145	4,726,287	4,301,065	4,290,671	4,239,299	4,271,839	4,215,857	
決算額(元年度は見込み)	4,404,752	4,404,724	4,288,228	4,250,167	4,128,577	3,950,809	4,215,857	
実績の推移	事項名(元年度は見込み)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	基準生活延人員	71,462	70,856	70,384	70,155	69,981	69,392	70,605
	基準生活費(千円)	4,226,083	4,219,288	4,097,304	4,061,669	3,948,642	3,758,318	4,034,793
	その他生活費	178,669	185,437	190,924	188,498	179,935	200,257	181,064

予算・決算の内訳								
平成29年度(決算)			平成30年度(決算)			令和元年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	基準生活費等	4,128,577	扶助費	基準生活費等	3,950,809	扶助費	基準生活費等	4,215,857

行政コスト計算書	勘定科目	29年度	30年度	差額	勘定科目	29年度	30年度	差額
	給与関係費	68,955	74,017	5,062	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	3,167,247	2,940,610	▲226,637
	維持補修費	0	0	0	都支出金	47,730	41,109	▲6,621
	扶助費	4,128,577	3,950,809	▲177,768	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	120,891	152,906	32,015
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	28,172	36,841	8,669	行政収入合計(a)	3,335,868	3,134,625	▲201,243
	賞与・退職給与引当金繰入額	23,117	5,900	▲17,217	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲912,953	▲932,942	▲19,989
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	4,248,821	4,067,567	▲181,254	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲912,953	▲932,942	▲19,989
	特別費用(g)	5,998	23,810	17,812	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	▲5,998	▲23,810	▲17,812	当期収支差額(e)+(h)	▲918,951	▲956,752	▲37,801

備考 行政費用の約97%を生活扶助費が占める。被保護者数の減少が扶助費の減につながった。行政収入についても、被保護者数の減少等により、国庫支出金や都支出金が減となっている。その他行政収入の内訳は、全額が生活保護弁償金の生活扶助分となっている。

問題点・課題 ○適切な援助方針を策定するため、現業員等の必要な訪問活動の確保に努める必要がある。

問題点・課題の改善策			
	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	金銭を計画的に消費できない被保護者に、きめ細やかな支援を行い、自立助長を図る。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会(要旨)質問状	平成24年 一定 生活保護受給者のパチンコ禁止について 平成25年 二定 生活扶助費の引き下げについて ・生活保護法改正に伴う申請について 三定 生活保護法改正案と生活保護基準の見直しについて 平成26年度 二月会議 冬季加算の基準改定について 平成27年度 二月会議 生活保護単身受給者死亡時の家財処分について		

事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-02-06	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	住宅扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤			
		担当者名	山田（作成者）	内線	2637			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-01-02	住宅扶助						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 25 年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、家賃・間代、敷金、住宅維持のための補修等を住宅扶助として支給することで、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。							
対象者等	生活保護受給者のうち借家等に居住している者							
内容	被保護者の必要に応じ、下記により住宅扶助を行う。 [住宅扶助の範囲] ①住宅費（家賃・間代、地代、敷金等） ②住宅維持費（住宅維持のための補修等） [住宅扶助の実施原則] ①金銭給付を原則とする。 ②現物給付は、宿所提供施設、緊急宿泊施設に委託して行う。 ③保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に交付する。 [住宅扶助の基準額]（30年度10月） ○家賃等 単身世帯 53,700円以内 ○敷金等 279,200円以内（7人以上世帯 388,000円以内） ○契約更新料等 104,700円以内（7人以上世帯 145,500円以内） ○住宅維持費 一般基準 122,000円以内（年額）							
経過	（以前は、生活扶助と同じ） 平成21年度 契約更新料上限額の変更（69,800円→104,700円） ※簡易宿泊所は特別基準（1.3倍）扱いとする。 平成22年度 都営住宅の使用料の代理納付開始。 平成27年度 住宅扶助基準額の変更（世帯人数区分の細分化・単身世帯に床面積別の住宅扶助上限額を新設） 平成30年度 現に大学に就学している者を世帯分離した時の住宅扶助費を減額しない措置の適用							
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 直接、被保護者に支給する。場合により、代理納付を適用し家主等に支払う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	住宅扶助費家賃代理納付の割合(%)	21.2	25.9	28.0		30.0	福祉事務所から大家等に直接支給している者の割合。
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度	生活保護法に基づく扶助費の支出であり、継続する。						
継続	継続							

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		2,930,412	2,923,108	2,853,399	2,879,802	2,850,065	2,868,509	2,812,981
決算額（元年度は見込み）		2,787,251	2,798,466	2,834,287	2,814,693	2,803,804	2,790,060	2,812,981
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
家賃延世帯数		58,183	58,095	58,542	58,543	58,402	58,363	58,611
家賃支出額（千円）		2,614,757	2,628,120	2,651,400	2,640,750	2,633,122	2,629,572	2,644,412
その他住宅費		172,494	170,347	182,887	173,943	170,682	167,551	168,569
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	家賃・間代等	2,803,804	扶助費	家賃・間代等	2,790,060	扶助費	家賃・間代等	2,812,981

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
行政費用	給与関係費	69,324	71,530	2,206	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	2,042,174	1,973,957	▲ 68,217
	維持補修費	0	0	0	都支出金	30,404	24,920	▲ 5,484
	扶助費	2,803,804	2,790,060	▲ 13,744	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	56	56
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,072,578	1,998,933	▲ 73,645
	賞与・退職給与引当金繰入額	23,241	5,702	▲ 17,539	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 823,791	▲ 868,359	▲ 44,568
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	2,896,369	2,867,292	▲ 29,077	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 823,791	▲ 868,359	▲ 44,568
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 823,791	▲ 868,359	▲ 44,568	

備考

行政費用のうち、住宅扶助費が約97%を占める。被保護者数の減少等による支出減となっている。行政収入についても、被保護者数の減少等により、国庫支出金や都支出金が減となっている。

問題点・課題

○被保護者の適切な住居の確保を支援するため公営住宅の入居への勧奨を行う。
○被保護者の家賃滞納を防止するための取組を行う。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	簡易宿泊所居住の被保護者に対し公営住宅に入居するように促し、適正な住居の確保と住宅扶助費の縮減を促進する。	簡易宿泊所居住の被保護者に対し公営住宅に入居するよう、折に触れ勧奨を行い、実際の入居に結び付いたケースがあった。	引き続き、簡易宿泊所居住の被保護者に対して、現業員等からの公営住宅への入所の勧奨を行っていく。
②	被保護者の生活実態や家主・不動産業者の意向を踏まえて、家賃滞納防止のため代理納付の推奨を行う。	都営住宅に加えて、民間アパートの家賃についても代理納付の推奨に努めた。	民間アパート居住の被保護者に対し家賃の代理納付を勧めていく。
③			

他区の実況	（実施）		未実施		不明	
	22	区	0	区	0	区
議会議案要旨	平成22年 一定 住宅扶助費の大家、不動産屋への代理納付について 平成26年度 二月会議 住宅扶助費の基準改定について 平成27年度 六月会議 住宅扶助費の基準改定について					

事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-02-07	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	教育扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	山田・茶谷（作成者）	内線	2621		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-01-03	教育扶助					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 25 年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、義務教育に伴う必要な学用品、通学用品、学校給食等にかかる費用を教育扶助として支給することで、最低限度の生活保障するとともにその自立を助長することを目的とする。						
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できないもの（外国人の各種学校は除外） （その他は、生活扶助と同じ）						
内容	被保護者の必要に応じ、下記により教育扶助を行う。 [教育扶助の範囲] ①義務教育に伴う必要な教科書その他の学用品 ②義務教育に伴う必要な通学用品 ③学校給食その他義務教育に伴う必要なもの [教育扶助の実施原則] ①金銭給付により行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 ②保護金品は、被保護者、その親権者、後見人、学校長に交付。 [教育扶助の基準額]（30年度10月改定）※学習支援費の（ ）内は特別基準 <input type="radio"/> 一般基準 小学校 2,600円 中学校 5,000円 <input type="radio"/> 特別基準(学級費等) 小学校 830円以内 中学校 750円以内 <input type="radio"/> 学習支援費 小学校 15,700円（20,400円）以内 中学校 58,700円（76,300円）以内						
経過	（以前は、生活扶助と同じ） 平成20年度 給食費を学校長口座へ納付開始 平成21年 7月1日 学習支援費を新設 平成30年10月1日 学習支援費を月単位の定額支給から実費支給に変更 令和元年度 教材費の代理納付を開始						
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 基準額は、当該世帯の保護費に加算して支給する。教材代等は、教育委員会、学校長へ実費額の調査を行い決定する。場合により代理納付を適用し、学校口座に入金。給食費は原則代理納付。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 給食費代理納付の割合（%）	92.1	89.9	91.7		95.0	福祉事務所から学校長に直接支払っている者の割合。
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度	生活保護法に基づく扶助費の支出であり、継続する。					
継続	継続						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		43,966	38,476	38,787	39,840	40,373	39,029	39,555
決算額（元年度は見込み）		36,546	37,830	38,130	39,388	38,195	33,592	39,555
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
基準教育延人員		2,987	3,077	3,109	3,235	3,099	2,970	3,023
基準教育費（千円）		8,706	9,141	9,327	9,874	9,502	9,671	9,206
その他教育費（千円）		27,840	28,689	28,802	29,514	28,693	25,229	30,349
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	基準教育費等	38,195	扶助費	基準教育費等	33,592	扶助費	基準教育費等	39,555

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	34,938	36,836	1,898	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	28,924	26,853	▲ 2,071	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	22	191	169	
	扶助費	38,195	33,592	▲ 4,603	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	28,946	27,044	▲ 1,902	
	賞与・退職給与引当金繰入額	11,713	2,936	▲ 8,777	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 55,900	▲ 46,320	9,580	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	84,846	73,364	▲ 11,482	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 55,900	▲ 46,320	9,580	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 55,900	▲ 46,320	9,580		

備考 行政費用のうち、教育扶助費が約46%を占める。扶助費の減については、被保護者数の減に加え、クラブ活動費を被保護者の全児童に一律に支給していたのを、実費方式に改めたことによる学習支援費の減による。行政収入についても、被保護者数の減少等により収入減となっている。

問題点・課題 ○教材費は教育扶助で支給されているにも関わらず、学校納付金の納入が滞っていることで、他の児童生徒と同じ副読本が得られない等、子どもの教育環境に影響が出ているケースもある。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	被保護者の生活実態を踏まえつつ、給食費滞納防止のために、小中学校と連携して代理納付を積極的に実施する。	給食費滞納防止のために、小中学校と連携して代理納付を積極的に実施した（約92%）。	引き続き給食費の代理納付を積極的に実施していく。
②			教育扶助のうち、給食費以外にも教材費の代理納付についての検討を行う。
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-02-08	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	介護扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤			
		担当者名	古澤（作成者）	内線	2657			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-01-04	介護扶助						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	12年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、介護保険の被保険者が否かを問わず、介護保険法に規定する要介護等の状態にある者が、介護サービスを利用した場合、その費用を介護扶助として支給する。							
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。							
内容	<p>被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、介護扶助を行う。</p> <p>[介護扶助の範囲] 1 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うもの）</p> <p>（介護保険の給付対象と同じ） 2 福祉用具 3 住宅改修 4 施設介護 5 移送</p> <p>[介護扶助の実施原則] 1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。</p> <p>2 現物給付は、指定を受けた介護機関に委託して行う。</p> <p>3 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合は、指定介護機関以外で給付を受けられる。</p> <p>4 保護金品は、被保護者に交付する。</p> <p>[介護扶助と介護保険給付の関係] 1 被保険者：介護保険の自己負担分を介護扶助として支給する。</p> <p>2 被保険者以外：全額を介護扶助として支給する。（10割給付）</p>							
経過	平成12年4月	介護保険導入により介護扶助新設。						
	平成26年7月	生活保護法の改正に伴い、平成26年7月1日以降、介護保険法の指定があったものは、生活保護法指定介護機関のみなし指定となる。						
	平成27年4月	介護保険制度の改正に伴い、介護予防給付のうち、訪問介護、通所介護が介護予防日常生活総合支援事業に移行。高齢者福祉課で委託事業として行われている訪問型サービス、通所型サービスの利用料及び居宅介護計画に係る費用においても介護扶助の対象となった。						
	平成28年4月	定員18人以下の通所介護が地域密着型通所介護へ移行された。						
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 指定介護機関で現物給付。介護費の支払は、国民健康保険団体連合会に委託。一部、福祉用具購入、住宅改修、移送費は福祉事務所で支払い。被保険者は1割、被保険者以外は10割介護扶助。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	介護扶助利用件数	37,286	38,345	42,066		40,000	介護サービスを利用した全ての件数。
	②	みなし2号被保険者利用件数	96	100	95			みなし2号被保険者を対象とした介護サービス利用件数。
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度	生活保護法に基づく扶助費の支出であり、継続する。						
継続	継続							

予算・決算額等の推移	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
予算額	310,265	332,242	331,725	372,861	385,877	378,842	381,870	
決算額(元年度は見込み)	306,277	327,218	326,870	330,454	351,398	354,076	381,870	
実績の推移	事項名(元年度は見込み)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	居宅介護延人員	6,073	6,086	7,473	7,128	6,902	7,389	7,833
	施設介護延人員	1,011	1,040	944	969	955	893	1,046

予算・決算の内訳								
平成29年度(決算)			平成30年度(決算)			令和元年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	居宅介護費等	351,398	扶助費	居宅介護費等	354,076	扶助費	居宅介護費等	381,870

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
	給与関係費	34,938	37,213	2,275	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	267,382	269,158	1,776
	維持補修費	0	0	0	都支出金	12,141	9,482	▲ 2,659
	扶助費	351,398	354,076	2,678	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	699	370	▲ 329
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	280,222	279,010	▲ 1,212
	賞与・退職給与引当金繰入額	11,713	2,966	▲ 8,747	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 117,827	▲ 115,245	2,582
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	398,049	394,255	▲ 3,794	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 117,827	▲ 115,245	2,582
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 117,827	▲ 115,245	2,582

備考 行政費用の約90%を介護扶助費が占める。扶助費の支出額増は、介護老人保健施設や有料老人ホームのサービス利用増による。行政収入については、被保護者数の減少等による収入減となっている。その他行政収入の内訳は、全額が生活保護費弁償金の介護扶助費分となっている。

問題点・課題 ○難病医療について、介護扶助の適正実施が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	難病医療に該当する被保護者を適切に把握することで、医療費の適正化に努める。	介護扶助適正実施には難病医療の他、みなし2号被保険者についても適切に把握する必要があることがわかった。	介護扶助適正実施のために体制構築を検討していく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会議事録(要旨)

事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-02-09	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	医療扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	古澤（作成者）	内線	2657		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-01-05	医療扶助					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 25 年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき入院、外来、調剤、歯科、施術等のために必要な経費を医療扶助として支給する。						
対象者等	医療費に困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。						
内容	<p>被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、医療扶助を行う。</p> <p>[医療扶助の範囲] 1 診察 2 薬剤又は治療材料 3 医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 6 移送</p> <p>[医療扶助の実施原則] 1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。 2 現物給付は、指定を受けた医療機関、施術者に委託して行う。 3 急迫した事情がある場合は、指定外医療機関、施術者で給付を受けられる。 4 保護金品は、被保護者に支給する。</p>						
経過	<p>生活扶助と同じ。</p> <p>平成19年度 医療扶助対象者の人工透析が自立支援医療（更生医療）の給付対象となる。 平成25年度 医療扶助における後発医薬品使用原則化となる。 平成26年度 生活保護法の改正に伴い、平成26年7月1日以降、生活保護法の指定医療機関及び薬局は、6年ごとの更新制度の導入。はり・きゅう師は、登録制から指定制度に変更。</p>						
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>指定医療機関等で現物給付。医療扶助実施は、専門的知識・判断等を要し嘱託医3人に委嘱。医療費の支払は、社会保険診療報酬支払基金に委託。一部、移送費、治療材料費は福祉事務所で支払い。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 後発医薬品の使用割合（%）	69.7	71.7	76.1		80.0	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		5,839,608	5,740,791	5,788,544	5,859,093	6,007,881	6,120,746	5,960,386
決算額（元年度は見込み）		5,610,989	5,272,356	5,769,776	5,675,248	5,922,909	5,977,437	5,960,386
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
入院延件数		5,636	5,423	5,355	5,376	5,541	5,609	5,584
外来延件数		80,929	80,705	83,104	83,820	84,331	85,339	85,046
歯科延件数		12,991	13,494	14,019	14,541	15,069	14,772	14,680
調剤延件数		65,461	64,885	65,896	66,854	67,155	68,084	68,631
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	入院費等	5,922,909	扶助費	入院費等	5,977,437	扶助費	入院費等	5,960,386

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
	給与関係費	78,150	82,904	4,754	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	4,598,591	4,396,492	▲ 202,099
	維持補修費	0	0	0	都支出金	161,660	151,670	▲ 9,990
	扶助費	5,922,909	5,977,437	54,528	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	34,010	46,842	12,832
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	4,794,261	4,595,004	▲ 199,257
	賞与・退職給与引当金繰入額	26,200	6,609	▲ 19,591	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,232,998	▲ 1,471,946	▲ 238,948
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	6,027,259	6,066,950	39,691	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,232,998	▲ 1,471,946	▲ 238,948
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,232,998	▲ 1,471,946	▲ 238,948

備考

行政費用の約99%を医療扶助費が占めている。行政収入では、被保護者数の減少等により収入減となっている。その他行政収入の内訳は、全額が生活保護弁償金の医療扶助分となっている。

問題点・課題

○難病医療や自立支援医療など、他法他施策の優先の原則に則って支給するべきであるが、抽出が不十分な状況である。
○後発医薬品の使用促進に伴い、医療機関や調剤薬局との情報共有が必要である。
○同一疾病で複数の医療機関を受診している被保護者がいる。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	難病医療対象者を把握し、更新手続きや東京都への返還請求を適正に実施する。	難病医療対象者名簿を活用して、更新手続きの徹底を行うとともに、東京都へ医療費の返還請求を行った。	難病医療受給者の医療費が適正に請求されているか確認を行う。自立支援医療など他法他施策の活用を積極的に検討する。
②	—	—	医療機関や調剤薬局と、後発医薬品使用促進について情報共有を行う。
③	—	—	被保護者が同一疾病で複数の医療機関を受診することがないように、ケースワーカーを通して指導を徹底する。

他区の実況	（実施）		未実施		不明	
	22	区	0	区	0	区
議会議決要旨	平成13年 一定 入院患者の日用品費について 平成27年度 九月会議 ジェネリック医薬品の利用促進について					

事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-02-10	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	出産・生業・葬祭扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	山田（作成者）	内線	2637		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-01-06	出産、生業、葬祭扶助					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 25 年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、出産・生業・葬祭を行うために必要なものを扶助として基準額の範囲内で支給することで、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。						
対象者等	①出産扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない妊産婦 ②生業扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者又はそのおそれのある者等 ③葬祭扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者の葬祭を行う者。他は生活扶助と同じ						
内容	被保護者の必要に応じ、下記により出産、生業、葬祭扶助を行う。 [出産扶助の範囲] ①分べんの介助 ②分べん前及び分べん後の処置 ③脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料（ただし、児童福祉法の入院助産制度が優先） [生業扶助の範囲] ①生業に必要な資金、器具又は資料 ②生業に必要な技能の修得 ③就労のために必要なもの ④高校等就学費 [葬祭扶助の範囲] 葬祭に要する費用 [出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の実施原則] 金銭給付により行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 [保護金品の交付者] 出産扶助、生業扶助は被保護者。葬祭扶助は葬祭を行う者 [基準額] （31年度）出産扶助 262,000円以内 葬祭扶助 206,000円以内 生業扶助 78,000円以内						
経過	（以前は、生活扶助と同じ） 平成17年度 生業扶助に高校等就学費新設 平成21年度 高校等就学世帯に学習支援費新設						
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 葬祭扶助は遺留金品を充当しても不足が生じる場合、扶養義務者又はその他（病院長、民生委員等）の葬祭を行う者の申請に対して扶助を行う。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		65,302	72,289	65,534	65,833	81,228	66,121	62,297
決算額（元年度は見込み）		65,095	65,434	56,632	60,191	58,681	57,172	62,297
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
葬祭扶助支給延件数		276	268	221	230	241	233	247
生業扶助支給延件数						3,355	2,953	3,432
予算・決算の内訳		平成29年度（決算）			平成30年度（決算）		令和元年度（予算）	
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	葬祭費等	58,681	扶助費	葬祭費等	57,172	扶助費	葬祭費等	62,297

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	34,938	36,836	1,898	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	58,200	45,495	▲ 12,705	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,452	1,033	▲ 1,419	
	扶助費	58,681	57,172	▲ 1,509	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	60,652	46,528	▲ 14,124	
	賞与・退職給与引当金繰入額	11,713	2,936	▲ 8,777	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 44,680	▲ 50,416	▲ 5,736	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	105,332	96,944	▲ 8,388	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 44,680	▲ 50,416	▲ 5,736	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 44,680	▲ 50,416	▲ 5,736		

備考 行政費用では、葬祭扶助が約59%を占めている。被保護者数の減少等により支出減となっている。行政収入でも、被保護者数の減少等により、国庫支出金と都支出金ともに収入減となっている。

問題点・課題 ○中長期的な観点から、技能・資格・能力を高めることは自立に重要であるため、「技能修得費」の制度についての一層の周知を図っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-02-11	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	就労自立・進学準備給付金	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	山田・木村（作成者）	内線	2637・2653		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-01-07	就労自立・進学準備給付金					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	26年度	根拠	生活保護法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対し、直後の生活を支え再度保護に至ることを防止するための給付金を支給する。						
対象者等	安定した職業に就いたことで保護廃止となった者						
内容	<p>【就労自立給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法第55条の4に基づき、安定した職業に就いたことで保護廃止となった者に就労自立給付金を支給する。 〔支給限度額〕 単身世帯：10万円 複数世帯：15万円 <p>【進学準備給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法第55条の5に基づき、大学等に進学する者に対して進学の際の新生活立ち上げ費用として進学準備給付金を支給する。 〔支給限度額〕 ①出身世帯の住居から転居せず、自宅から通学することとなる者 10万円 ②①以外の者（大学等への進学に当たって出身世帯の住居から転居し下宿等から通学することとなる者） 30万円 						
経過	平成26年 7月 生活保護法一部改正（「就労自立給付金」の法令化） 平成30年 1月 生活保護法一部改正（「進学準備給付金」の法令化） 平成30年10月 生活保護法一部改正（「就労自立給付金」の算定基準見直し） ※最低給付額 単身世帯2万円 複数世帯3万円、積立率を一律10%に統一						
必要性	国の被保護者に対する自立支援事業であり、再度保護に至ることを防止するためにも必要な事業である。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） ①申請受理、審査 ②14日以内に決定 ③算定対象期間における各月の就労収入額に対し、その各月に応じた算定率を乗じて算定した額と上限額とのいずれか低い額を支給						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 就労自立給付金給付世帯数	19	25	40		50	
	② 進学準備給付金給付世帯数			24		40	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		0	4,800	6,500	5,500	4,500	6,400	6,450
決算額（元年度は見込み）		0	1,559	1,517	1,376	2,079	3,484	6,450
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
就労自立給付金給付世帯数			18	22	19	25	40	60
進学準備給付金給付世帯数							7	15
予算・決算の内訳		平成29年度（決算）			平成30年度（決算）		令和元年度（予算）	
節	主な事項	金額（千円）		節	主な事項	金額（千円）		
扶助費	就労自立給付金	2,079		扶助費	就労自立給付金	2,284		
				扶助費	進学準備給付金	1,200		

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
行政費用	給与関係費	7,283	8,272	989	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	3,239	2,771	▲ 468
	維持補修費	0	0	0	都支出金	46	47	1
	扶助費	2,079	3,484	1,405	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	3,285	2,818	▲ 467
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,442	659	▲ 1,783	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 8,519	▲ 9,597	▲ 1,078
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	11,804	12,415	611	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 8,519	▲ 9,597	▲ 1,078
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 8,519	▲ 9,597	▲ 1,078	

備考 行政費用では、扶助費が全体の約28%を占めている。30年度は、法改正により進学準備給付金の新設され本事業で計上されていることと、就労自立給付金については積立額に関係なく最低給付額が設けられたことにより増となっている。

問題点・課題 ○就労自立給付金の支給対象者は、生活保護を脱却できる程度の安定した収入が得られる就職先の確保が必要なため、就労支援との連携を密にとる必要がある。
○進学準備給付金の支給対象者へは、速やかな支給を行うために、周知や手続きの支援を適切に行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	就労に向けた適切な指導を行うとともに、就労自立給付金の支給対象者へ積極的に周知する。	平成30年10月1日より国の制度が抜本的に見直された。制度を積極的に周知することで、給付世帯数を前年度比1.4倍に増やせた。	自立へのインセンティブとなるよう、早い段階で周知を積極的に行い、自立支援を促進する。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	

事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-02-12	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	自立促進支援金支給事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤			
		担当者名	田中	内線	2628			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-02-01	自立促進支援金支給事業						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 17年度	根拠	東京都被保護者自立促進事業経費補助金交付要綱・荒川区被保護者自立促進事業実施要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input checked="" type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	被保護者に対し、「東京都被保護者自立促進事業経費補助金交付要綱」及び「荒川区被保護者自立促進事業実施要綱」に基づいた自立支援に要する経費の一部を支給することで、本人及び世帯の自立の促進を図ることを目的とする。							
対象者等	被保護者のうち福祉事務所長が認める被保護者世帯							
内容	<p>【就労支援】 <input type="radio"/> 就労支援費（求職活動にふさわしい服装、補助教材等購入費を支給）</p> <p>【社会参加活動支援】 <input type="radio"/> 社会参加活動費（高齢者が社会に貢献することで、生きがいを見つけるとともに、地域での孤立化を防ぐ）</p> <p>【地域生活移行支援】 <input type="radio"/> 生活支援事業（安定した日常生活を送れるよう支援） <input type="radio"/> 住宅契約関係費（入居要件となっている鍵交換費等を支援）</p> <p>【健康増進支援】 <input type="radio"/> 健康増進費（日常的な健康管理や健康増進を目的として健康管理機器を購入した者に対し支援）</p> <p>【次世代育成支援】 <input type="radio"/> 高校および大学等進学支援費（進学、基礎学力向上の観点から、小学1～高校3年生に対し学習塾等への通塾や夏・冬季講座等の受講に対して支援）</p>							
経過	<p>平成16年度末 東京都による「見舞金支給事業」を廃止</p> <p>平成17年度 東京都による「被保護者自立促進事業」として再構築実施</p> <p>平成17年7月 東京都の「被保護者自立促進事業」実施要綱に基づき、事業を開始</p> <p>平成24年度 東京都の「地域福祉推進区市町村包括補助事業」に統合された</p>							
必要性	被保護者の自立の促進を図ることで、自立支援機能の強化を促すことができるため、必要性は高い。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営）		（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）					
	①支給時期	随時	②支給決定 被保護者からの申請に基づき決定し支給する。					
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	①	就労支援（就職活動支援）	34	32	32			
	②	次世代育成支援（学習支援）	197	256	233			
③	地域生活移行支援（居宅清掃）	14	8	13				
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
継続	継続	地域福祉区市町村包括事業の一部であり、継続する。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		7,126	7,082	9,507	10,133	16,651	22,552	14,579
決算額（元年度は見込み）		5,883	6,159	6,649	9,364	11,879	10,933	14,579
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
就労支援（延べ件数）		28	45	38	34	32	30	60
社会参加活動支援（延べ件数）		2	0	4	3	6	7	4
地域生活移行支援（延べ件数）		91	103	123	148	102	114	80
次世代育成支援（参加人数）		27	32	30	54	72	66	71
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	自立促進支援給付金	11,878	扶助費	自立促進支援給付金	10,933	扶助費	自立促進支援給付金	14,579

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額			29年度	30年度	差額	
	給与関係費	296	980	684	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	16,651	13,697	▲ 2,954	
	扶助費	11,879	10,933	▲ 946	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	16,651	13,697	▲ 2,954	
	賞与・退職給与引当金繰入額	99	78	▲ 21	行政収支差額(a)-(b)=(c)	4,377	1,706	▲ 2,671	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	12,274	11,991	▲ 283	通常収支差額(c)+(d)=(e)	4,377	1,706	▲ 2,671	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	4,377	1,706	▲ 2,671	

備考

行政費用では、扶助費が約91%を占めている。
行政収入では、全額が都支出金となっている。

問題点・課題

○地域生活移行支援事業の住宅契約関係費（鍵交換等）と次世代育成支援事業の学習環境整備支援費（塾代等）は、需要も多く被保護者の自立を促す上で大変重要なため、利用についての周知や勧奨が必要である。
○項目や金額等、需要に応じて内容を見直す必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	被保護者の児童・生徒の学力低下防止と健全育成のため、より一層の学習環境整備支援費利用の勧奨を行う。	—	制度が健康増進費や高校および大学等進学支援費など多岐にわたるため、制度周知をCWに行い自立に向けた支援を促進する。
②	就労支援事業費の支給を積極的に勧奨することで、被保護者の自立を促進する。	—	現業員にヒアリング等を行い、需要にあった項目を検討する。
③			

他区の実況	（実施）		未実施		不明	
	22	区	0	区	0	区
議会議決要旨	平成28年度 六月会議	生活保護世帯の大学等進学時の取扱いについて	平成28年度 九月会議	生活保護家庭と一般家庭の進学率格差について		

事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-02-13	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	入浴券支給事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤			
		担当者名	田中・萩原	内線	2628			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-03-01	入浴券						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	50 年度	根拠	生活保護世帯に対する入浴料金助成事業実施要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	被保護者に公衆浴場の入浴券を交付することにより、当該世帯の家計費の負担軽減と身体の衛生管理を維持し、健康と福祉の増進を図る。							
対象者等	居宅において生活保護を受けている者（風呂所有者及び入院・入所中の者を除く）							
内容	<input type="radio"/> 保護継続者分 1 支給対象 4月1日から6月15日まで引続き被保護者であって基準日（6月15日）に該当する者 2 支給方法 ・簡易書留による年1回個別配布（7月上旬～中旬） ・配付困難な者については生活福祉課窓口 3 支給枚数 60枚 <input type="radio"/> 新規開始分 1 支給対象 4月2日～2月末日までに生活保護開始及び基準日以降退院・退所により該当する者 2 支給方法 生活福祉課窓口（ただし4月2日～6月15日まで交付対象になった者は保護継続者分（窓口）と一緒に配付） 3 支給枚数 交付対象者になった月の翌月から1ヶ月当たり 5枚							
経過	昭和45年 都の事業として開始（60枚） 昭和50年 区が実施主体となる。都事業分（60枚）に区事業分（20枚）を加算 平成2年 都事業分（60枚）・区事業分（30枚）に変更 平成11年 都事業分は廃止 区事業分に吸収し継続実施（支給数90枚から60枚に縮小、新規保護開始者に月5枚換算で支給） 平成21年 入浴券に通し番号を印刷（発行元、交付先の明確化） 平成29年 配付方法を民生委員による配付から簡易書留による郵送に変更 令和元年 障害者団体へ封入・封緘を委託							
必要性	風呂のない被保護者世帯にとって、身体の衛生管理と最低生活費の一助となっている。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 該当者を抽出し、入浴券を郵送する。 新規被保護者等については、生活福祉課窓口にて支給。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	入浴券支給枚数	88,165	82,510	77,140		70,000	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
継続	継続	風呂のない居宅被保護者の負担軽減と身体の衛生管理の維持のため、継続する。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		49,175	46,464	41,288	37,785	37,615	37,114	37,066
決算額（元年度は見込み）		42,120	42,456	38,035	34,197	35,001	34,558	37,066
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
保護継続者・大人（人）		1,708	1,520	1,435	1,432	1,300	1,376	1,373
保護継続者・中人（人）		1	0	1	1	1	1	4
保護継続者・小人（人）		0	0	0	0	0	0	1
新規開始者・大人（人）		117	100	76	51	55	72	73
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	入浴券印刷	223	需用費	入浴券印刷	222	需用費	入浴券印刷	238
役務費	郵送料	378	役務費	郵送料	366	委託料	封入封緘委託	24
扶助費	入浴券	34,400	扶助費	入浴券	33,970	役務費	郵送料	407
						扶助費	入浴券	36,397

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	1,478	754	▲ 724	地方税	0	0	0	
	物件費	601	588	▲ 13	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	34,400	33,970	▲ 430	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	495	60	▲ 435	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 36,974	▲ 35,372	1,602	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	36,974	35,372	▲ 1,602	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 36,974	▲ 35,372	1,602	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 36,974	▲ 35,372	1,602		

備考 行政費用では、扶助費が全体の約96%を占めている。物件費の内訳は、一般需要費221,940円、役務費365,955円となっている。

問題点・課題 ○入浴券の使用実績の確認方法を検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	個々の事情に応じて、配付枚数及び配付方法の検討を行う。	簡易書留による年1回個別配布を実施した。配付枚数については、他区の実施状況を踏まえ、前年と同枚数とした。	自宅に浴室を備えた被保護者が増加しているため、支給枚数については、今後の動向を注視する。
②			浴場組合の協力を得て枚数の把握を行うよう努める。
③			

他区の実況	(実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区)
	未実施：千代田区、文京区、墨田区、北区、足立区、葛飾区、江戸川区
議会要旨	平成10年 一定 入浴券のチケットショップへの売却について 平成11年 一定 支給枚数の削減について

事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-02-14	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	入院必需品	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	田中・萩原	内線	2628		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-03-02	入院必需品					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	9 年度	根拠	荒川区簡易宿泊所等に居住する被保護者及び住所不定者等に対する入院必需品の支給要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	荒川区の区域内の簡易宿泊所等に居住する要保護者・住所不定者が、緊急の入院に際し、医療機関への入院を円滑に行うために、入院必需品を支給する。						
対象者等	荒川区内に居住する次に掲げる者 (1) 簡易宿泊所に居住する単身入院者 (2) 前号に準ずるものと認められる者						
内容	荒川区内の簡易宿泊所に居住する者等が緊急入院する際に、医療機関の受入を円滑に行うために支給する。 [支給品目] ①洗面具セット ②寝巻又はパジャマ〈被保護者を除く〉 ③下着〈被保護者を除く〉						
経過	平成 9年4月 「入院必需品の支給要綱」制定 平成10年度 洗面具セットを2週間程度の使用に耐得るものに切替え、経費節減を図る。 平成18年度 医療機関の空調設備等による環境の向上に供い、パジャマをオールシーズン対応の物に切替え冬物を廃止し、経費節減を図る。						
必要性	簡易宿泊所居住者や路上生活者の医療業務の円滑な実施を図るため必要性は高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員) 入院必需品の支給は、申請に基づき実施。城北労働・福祉センター、荒川区管内の救急隊の協力による支給分は、事前に配布し、事後報告後、確認、決定する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 洗面具・衣服使用数	95	95	100			
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	簡易宿泊所等に居住被保護者の緊急入院用品の購入経費であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		193	199	196	196	188	196	192
決算額（元年度は見込み）		189	199	196	196	188	195	192
実績の推移	事項名（元年度は見込み）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	洗面具セット	30	40	43	55	22	20	40
	寝巻	28	32	28	25	29	38	29
	下着	45	29	26	18	40	30	28
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	洗面具セット外	188	需用費	洗面具セット外	195	需用費	洗面具セット外	192

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
	給与関係費	0	754	754	地方税	0	0	0	
	物件費	188	195	7	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	60	60	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 188	▲ 1,009	▲ 821	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	188	1,009	821	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 188	▲ 1,009	▲ 821	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 188	▲ 1,009	▲ 821	

備考 行政費用については、約75%が担当職員の人件費にあたる給与関係費であるが、前年度には計上がなかったため増となっている。物件費の内訳は、全額需用費となっている。本事業は生活保護法外事業であるため、全額区負担での実施である。

問題点・課題 ○公益財団法人城北労働・福祉センター及び救急隊（荒川管内）と連携を密にし、簡易宿泊所等に居住する要保護者・住所不定者の緊急入院を容易にする必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	簡易宿所等に居住する被保護者の緊急入院用品の購入経費であり、一定数の需要が見込まれるため必要数の備蓄を行う。	簡易宿所等に居住する被保護者の緊急入院用品の購入経費であり、使用数はほぼ横ばいであった。	引き続き一定数の需要が見込まれるため、必要数の備蓄を行う。
②			
③			

他区の実況 (実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区)
 実施：千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、目黒区、大田区、渋谷区、北区、板橋区、足立区

議
会
質
問
状
況
（
要
旨
）

事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-02-15	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	救護施設	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	石塚（作成者）	内線	2622		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-01-01	救護施設					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 40 年度	根拠	生活保護法第30条及び第38条等				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	身体上または精神上の著しい障害のため、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う。						
対象者等	身体上または精神上の著しい障害のため、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者						
内容	救護施設は全国で185施設ある。荒川区では、主に、病状が安定している重度身体障害者、精神障害者、アルコール依存症回復者などの要保護者が下記の施設に入所している。 ・救護施設：昭島荘、優仁ホーム、厚生園、くるめ園（重度障害者）、あかつき（精神病寛解者） 光の家神愛園（視覚障害者） 救護施設の在籍者数（平成31年4月末現在） 10名						
経過	昭和41年 厚生労働省が生活保護法(昭和25年法律144号)第39条の規定に基づき「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」を定める 昭和50年 荒川区と財団法人東京都社会福祉振興財団との間に、措置費支払事務に関する委託契約を締結 平成21年 措置費支払代行事業が財団法人東京都社会福祉振興財団から東京都国民健康保険団体連合会へ移管される 荒川区と東京都国民健康保険団体連合会との間に、措置費支払代行事務委託契約を締結						
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営 <input checked="" type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 福祉事務所から施設に対し収容依頼する。施設側から許可が下り次第、入所となる。 措置費（施設生活扶助・施設事務費）の支払は東京都国民健康保険団体連合会に委託している。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	生活保護法に基づく施設措置費の支出であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		38,792	35,841	38,762	34,723	35,480	32,058	33,684
決算額（元年度は見込み）		35,522	34,199	37,927	33,169	31,380	30,153	33,684
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
生活費（延べ人員）		148	151	133	105	95	86	95
生活費（千円）		6,859	7,273	8,277	6,928	6,692	5,730	5,980
事務費（延べ人員）		135	155	159	140	126	119	132
事務費（千円）		28,663	26,926	29,650	26,241	24,687	24,558	27,704
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	施設生活費、事務費	31,380	扶助費	施設生活費、事務費	30,153	扶助費	施設生活費、事務費	33,684

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	14,714	15,111	397	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	25,659	26,254	595	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	6,085	5,958	▲127	
	扶助費	31,380	30,153	▲1,227	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	31,744	32,212	468	
	賞与・退職給与引当金繰入額	4,933	1,205	▲3,728	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲19,283	▲14,257	5,026	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	51,027	46,469	▲4,558	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲19,283	▲14,257	5,026	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲19,283	▲14,257	5,026		

備考

行政費用では、扶助費が全体の約65%を占める。内訳は、全額が救護施設に措置する委託施設費である。年間延べ人員の減が扶助費の実績減に影響している。

問題点・課題

○23区内に救護施設がない。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-02-16	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	更生施設	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	石塚（作成者）	内線	2622		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-01-02	更生施設					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 40年度	根拠	生活保護法第30条及び第38条等				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	身体上又は精神上の理由により養護及び指導を必要とする要保護者で、近い将来、社会復帰できる見込のある者を入所させて生活扶助を行う。						
対象者等	養護及び指導を必要とする要保護者で社会復帰の見込める者						
内容	<p>更生施設は全国で19施設あり、荒川区では主に下記の施設に入所させている。</p> <p>また、更生施設以外に、住居のない要保護者の世帯を対象にした宿所提供施設がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更生施設：塩崎荘、新塩崎荘、本木荘、千駄ヶ谷荘、淀橋荘、けやき荘、東が丘荘、ふじみ、しのばず荘、さざなみ苑（旧潮見寮） ・宿所提供施設：西新井栄荘、淀橋荘、小豆沢荘、葛飾荘、南千住荘 <p>更生施設の在籍者数（平成31年4月末現在） 15名</p>						
経過	<p>戦後、東京都が一元的に運営</p> <p>昭和40年4月 施設が所在する区へ移管</p> <p>昭和42年4月 所在区から特人厚へ移管</p> <p>平成2年12月 特人厚：社会福祉事業団を設立 生活相談一時保護所を除く更生施設を事業団に委託</p> <p>平成11年8月 さざなみ苑開設</p> <p>平成13年度 さざなみ苑通年化</p> <p>平成14年4月 更生施設等の再編 ①一時保護所の入所判定、一時保護機能を廃止 ②入所判定は各福祉事務所が行い、更生施設は一時保護に対応する。 ③宿所提供施設は、緊急一時保護施設への特化を段階的に開始する。等</p> <p>平成16年度 民間宿泊所入所者（なぎさ寮を除く）は、本事業から居宅保護へ変更とした。</p>						
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。						
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>各福祉事務所が入所の判定を行い、更生施設、宿所提供施設等に振り分け保護を実施する。これに伴う経費の支払は、東京都国民健康保険団体連合会に委託している。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	生活保護法に基づく施設措置費の支出であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		23,156	32,373	38,758	37,108	38,332	50,487	45,953
決算額（元年度は見込み）		20,789	29,817	35,918	33,367	29,798	48,117	45,953
実績の推移	事項名（元年度は見込み）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	生活費（延べ人員）	59	180	263	202	149	304	314
	生活費（千円）	5,782	10,808	15,666	12,131	8,980	17,805	16,755
	事務費（延べ人員）	97	292	343	305	250	371	390
	事務費（千円）	15,007	19,009	20,252	21,236	19,165	29,610	29,198
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	施設生活費、事務費	29,798	扶助費	施設生活費、事務費	48,117	扶助費	施設生活費、事務費	45,953

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	14,714	15,111	397	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	27,721	29,158	1,437	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	7,187	8,781	1,594	
	扶助費	29,798	48,117	18,319	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	34,908	37,939	3,031	
	賞与・退職給与引当金繰入額	4,933	1,205	▲ 3,728	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 14,537	▲ 26,494	▲ 11,957	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	49,445	64,433	14,988	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 14,537	▲ 26,494	▲ 11,957	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 14,537	▲ 26,494	▲ 11,957		

備考 行政費用では、扶助費が全体の約75%を占める。その内訳は、全額が更生施設の施設委託費である。大幅に増加しているのは、住所不定者を簡易宿泊所に入居させるよりも、より自立に向けての働きかけを行う更生施設への入所に結び付けたことによる。

問題点・課題 ○単身女性の入所枠が十分でないため、入所待ちのケースが発生している。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-02-17	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	授産施設	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤			
		担当者名	石塚（作成者）	内線	2622			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-01-03	授産施設						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 40 年度	根拠	生活保護法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	授産施設事務費取扱要領（民生局通知）				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	授産施設に事務費の補助を行うことで、勤労意欲の助長及び施設の安定運営を図ることを目的とする。							
対象者等	荒川授産場の利用者のうち ① 世帯全員の収入額が、最低生活費認定額に施設事務費の2倍を加算した額以下の者 ② ①を越えた場合でもその差額が事務費の額に満たない者							
内容	<p>○東京都通知による授産施設事務費支弁基準額により、事務費を補助する。</p> <p>①施設事務費（1人当り単価） 82,800円 ②家庭事務費（1人当り単価） 6,100円（平成31年4月現在）</p> <p>※荒川授産場は、社会福祉事業法第2条で定められた第1種社会福祉事業施設であり、生活保護法による保護施設ではないが、昭和49年1月24日 授産施設事務取扱要領により保護施設たる授産施設に準ずるものとして取扱っている。</p> <p>※生活保護法の授産施設とは、身体上もしくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とした施設である。</p> <p>○平成31年4月現在 対象人員 16人（授産場 施設：16人、家庭：0人）</p>							
経過	昭和49年1月 「授産施設事務費要領（民生局通知）」により事業開始 昭和55年3月 都より移管（荒川授産場） 平成11年4月 荒川授産場の管理運営を公益社団法人荒川区シルバー人材センターに委託							
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 各施設利用者からの申請に基づき福祉事務所長が対象者を決定する。 決定通知書を施設長及び対象者へ通知し、生活福祉課から委託事務費を施設へ振替支出する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	対象延べ人員	248	216	209		250	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
継続	継続	授産施設事務費要領に基づく支出であり、継続する。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		18,352	19,687	19,149	20,138	20,160	18,403	18,696
決算額（元年度は見込み）		18,352	18,260	19,087	20,138	17,734	17,140	18,696
実績の推移	事項名（元年度は見込み）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	対象延べ人員	252	240	243	248	216	209	228
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	施設・家庭事務費	17,734	扶助費	施設・家庭事務費	17,140	扶助費	施設・家庭事務費	18,696

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	739	829	90	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	14,594	14,270	▲ 324	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	17,734	17,140	▲ 594	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	14,594	14,270	▲ 324	
	賞与・退職給与引当金繰入額	248	66	▲ 182	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,127	▲ 3,765	362	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	18,721	18,035	▲ 686	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,127	▲ 3,765	362	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,127	▲ 3,765	362		

備考

行政費用では、全体の約95%を扶助費が占める。被保護者の授産施設利用者数が減少したことにより、扶助費が減少している。

問題点・課題

○施設利用基準が設けられているため、最低生活費の認定等を正確に行う必要がある。
○授産施設利用者の入れ替わりが多いため、開始者と廃止者の把握も正確に行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

他区の実況	(実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区)
	実施：墨田区、渋谷区、板橋区、北区、足立区
議会議事録(要旨)	

事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-02-18	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	中国残留邦人支援事務費	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	山口（作成者）	内線	2647		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-14-01	中国残留邦人支援事務費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 20 年度	根拠	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに自立				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度	法令等	の支援に関する法律				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	中国残留邦人等に対して、生活保護法に基づく事務に要する経費を支出することで、効率的な事務執行に資することを目的とする。						
対象者等	被支援給付者等						
内容	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく事務の執行に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員設置費（支援相談員2名分） ・共済費（支援相談員2名分） ・一般需用費（医療台帳、支援給付決定書、支援給付関係図書購入費） ・近接地内旅費（家庭訪問調査・病院訪問調査） ・特別旅費（支援相談員2名分） ・役務費（被支援給付者への通知、医療機関等への書類の郵送料等） ・委託料（医療費支払事務、介護費支払事務、レセプト点検、支援給付システム関係） 						
経過	平成19年11月	「中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部を改正する。					
	平成20年 4月1日	法律の一部の施行に伴い、中国残留邦人等支援給付事業を開始する。					
	平成26年10月1日	「中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部が改正され、法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」となる					
必要性	中国残留邦人支援事業を実施するために必要な経費である。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） （委託業務）・医療費支払事務、医療扶助データ作成委託 ・介護扶助費支払事務 ・レセプト点検 ・システム保守						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	①	レセプト点検総件数(件)	1,133	1,254	1,112		
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく事務執行経費であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		6,090	6,070	6,339	12,310	6,301	8,037	6,190
決算額（元年度は見込み）		5,907	6,012	5,937	6,652	5,896	7,640	6,190
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
報酬		4,021	4,180	4,181	4,181	4,207	4,207	4,209
特別旅費		27	24	36	26	37	28	32
役務費		33	34	33	33	33	0	36
委託料		702	719	715	1,468	714	2541	726
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	支援相談員報酬	4,207	報酬	支援相談員報酬	4,207	報酬	支援相談員報酬	4,209
共済費	社会保険料	626	共済費	社会保険料	625	共済費	社会保険料	626
旅費	支援相談員旅費	37	旅費	支援相談員旅費	28	旅費	支援相談員旅費	32
需用費	消耗品	96	需用費	消耗品	62	需用費	消耗品	109
役務費	郵送料（各種通知）	33	委託料	システム保守、レプト点検等	2,541	役務費	郵送料（各種通知）	36
委託料	システム保守、レプト点検等	714	扶助費	日本語学校等通学費他	177	委託料	システム保守、レプト点検等	726
扶助費	日本語学校等通学費他	183				扶助費	日本語学校等通学費他	452

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		29年度	30年度	差額	行政収入	勘定科目		29年度	30年度	差額
	給与関係費		5,868	5,059	▲ 809		地方税		0	0	0
物件費		880	2,630	1,750	国庫支出金		5,455	7,720	2,265		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		183	177	▲ 6	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		0	0	0	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		5,455	7,720	2,265		
賞与・退職給与引当金繰入額		347	18	▲ 329	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 1,823	▲ 164	1,659		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		7,278	7,884	606	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,823	▲ 164	1,659		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,823	▲ 164	1,659		

備考 行政費用では、給与関係費が全体の約64%を占めている。物件費の増は、生活保護基準の見直しと元号改正のためのシステム改修費1,836,000円が生じたことによる。行政収入では、国庫支出金の内訳が、国庫補助金2,858,000円、国庫委託金が4,861,944円となっている。

問題点・課題 ○給付対象者は、幼少期から中国に居住しているため生活習慣の違いによる問題が起こりやすい。そのため、支援員に頼りがちになる傾向があり、適正な生活支援が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	法令に基づく、生活実態に則した適正な支援を引き続き行う。	法令に基づく、生活実態に則した適正な支援を行った。	法令に基づく、生活実態に則した適正な支援を引き続き行う。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-02-19		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	中国残留邦人支援給付事業		部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤	
			担当者名	山口（作成者）	内線	2647	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-14-02	中国残留邦人支援給付費					
	01-14-03	中国残留邦人配偶者支援金					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）			<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	20 年度	根拠	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに自立			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	の支援に関する法律、生活保護法			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	中国残留邦人等に対して、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。						
対象者等	原則として、明治44年4月2日から昭和21年12月31日以前に生まれた方で、永住帰国した日から引き続き1年以上日本に住所を有し、昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した方とその配偶者で、一定の基準（生活保護基準に準じる）に満たない世帯。						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被支援給付者の必要に応じ、単給又は他の支援給付費と併給して、生活保護の扶助に準じた支援給付費の支援を行う。 ・生活保護の扶助費に準じる支援給付費を支給する。 <ul style="list-style-type: none"> ①生活支援給付費、 ②住宅支援給付費、 ③教育支援給付費、 ④介護支援給付費、 ⑤医療支援給付費、 ⑥葬祭支援給付費等、 ⑦配偶者支援金 ・金銭給付を原則とするが、医療扶助や介護扶助等の金銭給付できない場合は、現物給付により行う。 ・世帯数と人員 （平成29年）24世帯 35名 （平成30年）23世帯 29名 （平成31年）23世帯 29名 						
経過	<p>平成19年 1月 総理大臣が厚生労働大臣に「中国残留邦人への支援のあり方」について検討を指示</p> <p>平成19年 6月 「中国残留邦人への支援に関する有識者会議」が公的年金制度における支援及びそれを補完する生活支援など具体的な支援策を講ずるべきことを報告</p> <p>平成19年 7月 「中国残留邦人に対する新たな支援策」を与党案決定</p> <p>平成19年11月 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正案が可決成立し、国及び地方でそれぞれの支援策を実施することになった。</p> <p>平成20年 4月1日 中国残留邦人支援給付事業開始</p> <p>平成26年10月1日 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部が改正され、法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律」となる。 配偶者支援金の創設</p>						
必要性	中国残留邦人支援事業を実施するために必要な経費である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律」に基づいて実施する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく事務執行経費であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		60,192	77,116	80,588	81,404	92,585	95,245	96,610
決算額（元年度は見込み）		58,906	77,115	69,863	80,402	90,313	79,433	96,610
実績の推移	事項名（元年度は見込み）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	生活支援給付費延べ人員	407	420	398	399	418	364	360
	生活支援給付費（千円）	25,734	26,040	25,062	24,998	26,308	23,697	25,412
	その他支援給付費（千円）	33,172	51,075	44,801	55,404	64,005	46,412	67,041
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	生活・住宅・介護・医療・葬祭支援給付費	88,754	扶助費	生活・住宅・介護・医療・葬祭支援給付費	76,272	扶助費	生活・住宅・介護・医療・葬祭支援給付費	92,453
扶助費	配偶者支援金	1,559	扶助費	配偶者支援金	3,161	扶助費	配偶者支援金	4,157

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	1,695	2,097	402	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	64,862	67,235	2,373	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,396	2,445	49	
	扶助費	90,313	79,433	▲ 10,880	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	240	151	▲ 89	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	67,498	69,831	2,333	
	賞与・退職給与引当金繰入額	568	167	▲ 401	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 25,078	▲ 11,866	13,212	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	92,576	81,697	▲ 10,879	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 25,078	▲ 11,866	13,212	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 25,078	▲ 11,866	13,212		

備考 行政費用の約97%を扶助費が占めており、対象人員が高齢化により死亡したための減員にともない減額している。行政収入については、高齢化による医療支援費・介護支援費の需要の増から収入増となった。その他行政収入の内訳は、全額が中国残留邦人支援給付費弁償金となっている。

問題点・課題 ○大多数が高齢をむかえているため、安定した生活維持のための支援が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	法に基づく適切な支援給付を行うことで、対象者が安定した生活を送れるよう、支援していく。	法に基づく、適切な支援給付を行うことで、対象者が安定した生活を送れるよう支援することが出来た。	法に基づく、適切な支援給付を行うことで、対象者が安定した生活を送れるよう支援していく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会質問状況	平成31年 予算特別委員会 本制度で支給が受けられる外国人について

事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-02-20	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事			
事務事業名	被保護者就労準備支援事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤				
		担当者名	木村（作成者）	内線	2653				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-05-01	被保護者就労準備支援事業							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業					
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 23 年度	根拠	生活保護法						
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度	法令等	荒川区被保護者就労準備支援事業実施要領						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市						
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
	施策	12	低所得者の自立支援						
目的	就労訓練及びボランティア活動等を有効に活用し、日常生活における地域とのつながりや社会参加へのきっかけを作り、引きこもりや就労意欲の低下防止などの社会的自立促進を目的とする								
対象者等	被保護者のうち稼働年齢層で一般就労では採用困難な者や、自宅に引きこもりがちで地域との関わりが少ない者								
内容	<p>[個別相談支援]</p> <p>①自宅に引きこもりがちで地域との関わりが少ない支援対象者の住居等を訪問し、訪問により、支援対象者の健康状態や生活状況を確認し、相談や支援を行う。</p> <p>②日常生活における諸問題について対応し、相談や地域における良好な社会生活に向けた支援を行う。</p> <p>[社会参加支援]</p> <p>①社会参加のきっかけとなる講習会、イベント等を企画し実施する。講習会やイベント等に参加させることにより、規則正しい生活習慣や対人関係を身につけさせる。</p> <p>[就労相談支援]</p> <p>①就労相談及び就労活動の方法、就労手続き等に関する相談により、就労意欲の喚起を促す。</p> <p>②就労活動につながる職業的訓練や就労体験等を実施し、一般就労に結びつける。</p>								
経過	<p>平成22年4月 厚生労働省が、生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会発足</p> <p>平成22年7月 同研究会報告書をホームページ等で公表</p> <p>平成23年9月 業務委託により事業開始</p> <p>平成28年4月 荒川区被保護者就労準備支援事業実施要領の施行（地域生活支援プログラム事業実施要領を改正）</p> <p>※生活困窮者自立支援法・改正生活保護法の施行に伴い、予算体系全体が再構築され、事業名称が「地域生活支援プログラム事業」から「被保護者就労準備支援事業」に変更された。</p>								
必要性	引きこもりがちが長く続き、すぐに就職活動を行うことができない段階の者に、就労や自立に向けた一歩を踏み出すプログラムとして必要である。								
実施方法	<p>（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>支援対象者の生活実態などを考慮して、区と受託者の協議により支援方針を決定し、受託者が事業実施する。</p>								
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明		
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)	
	①	当該事業における保護廃止人数			1	0		1	
	②								
③									
事務事業の分類		分類についての説明・意見等							
元年度	2年度								
重点的に推進	推進		社会参加へのきっかけを作り、就労等へつなげることで被保護者の自立促進を図るため、推進する必要がある。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		6,552	6,832	7,017	7,017	7,243	7,025	7,090
決算額（元年度は見込み）		6,539	6,831	6,804	6,565	6,448	6,426	7,090
実績の推移	事項名（元年度は見込み）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	個別相談支援（人）	56	60	36	37	36	35	40
	日常生活支援（人）	13	30	30	26	24	14	30
	就労相談（人）	43	35	28	37	35	46	50
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	就労準備支援業務委託	6,448	委託料	就労準備支援業務委託	6,426	委託料	就労準備支援業務委託	7,090

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
	給与関係費	296	754	458	地方税	0	0	0
	物件費	6,448	6,426	▲ 22	国庫支出金	4,298	4,283	▲ 15
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	4,298	4,283	▲ 15
	賞与・退職給与引当金繰入額	99	60	▲ 39	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,545	▲ 2,957	▲ 412
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	6,843	7,240	397	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,545	▲ 2,957	▲ 412
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,545	▲ 2,957	▲ 412

備考

本事業は委託により実施している。行政費用の約89%を物件費が占めており、その内訳は全額委託費である。行政収入では、全額が国庫補助金となっている。

問題点・課題

○自宅に引きこもりがちで地域との関わりが少ない被保護者が本事業の対象者であるため、すぐに結果に出すことが難しく、地道に時間をかけた支援が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	就労への動機付けを増やすため、就労体験や就労訓練等の参加型支援のラインナップの充実を図る。	日常生活における地域とのつながりや、社会参加へのきっかけを作る等の支援を行った。	支援者のベース配分をくみ取り、時間に制限を設けず地道に取り組んで行く。
②			社会参加の動機付けを増やすため、同じ悩みを抱えたグループ活動等、支援者に合った参加型支援の内容充実を図る。
③			

他区の実況	(実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区)
	未実施：千代田区、練馬区
議会質問状(要旨)	平成22年 四定 生活保護受給者の生きがいと、社会的自立に向け、NPOや荒川区内の支援ボランティアの活用について

事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-02-21	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	健康管理支援事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	田中	内線	2628		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-06-01	健康管理支援事業					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input checked="" type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	28年度	根拠	生活保護法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	被保護者について、レセプトデータおよび健康診査データを活用して、糖尿病による重症化予防対象者等の選定と保健指導を実施することで、生活習慣の改善および適切な医療機関の受診・服薬管理等を図り、あわせて医療費の軽減、医療扶助等の適正化を目的とする。						
対象者等	被保護者について、荒川区が実施するレセプトデータや健康診査等において、専門的な支援が必要と思われる者を担当ケースワーカーと協議の上、対象者を抽出する。						
内容	<p>[健康管理支援の流れ]</p> <ol style="list-style-type: none"> 診療報酬明細書（レセプト）及び健康診査データを活用し、糖尿病による重症化予防対象者等の選定を行い、保健指導を実施するための計画を立てる。 計画に基づき、支援対象者に対して面接等を行い、保健指導（服薬管理・食事療法・運動療法等）を行う。 面接等の保健指導結果をもとに生活保護受給者の疾病構造等を把握して、課題分析や効果的な対策等の医療費分析を行う。 分析結果を参考にし、糖尿病等の悪化、重症化を阻止・遅延させる。 						
経過	<p>平成26年12月 厚生労働省が「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」で地方自治体における健康管理の取組の具体的な強化策を取りまとめる</p> <p>平成27年 4月 生活保護適正化等事業に健康管理支援事業が創設</p> <p>平成28年11月 区が健康管理支援事業を開始</p> <p>平成30年6月 生活保護法改正（健康管理支援事業の法制化）</p> <p>令和元年 4月 診療報酬明細書（レセプト）点検業務と健康管理支援事業の業務委託を一体的に実施</p> <p>令和3年 1月 全自治体での「健康管理支援事業」実施予定</p>						
必要性	被保護者の健康状態の維持・改善と医療扶助の適正化を図るために必要である。						
実施方法	<p>（3委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>診療報酬明細書（レセプト）及び健康診査データを活用し保健指導が必要な対象者を抽出し、区と受託者の協議により指導方針等を決定する。決定後、受託者が保健指導を行う。</p>						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 保健指導実施者数	14	18	14		30	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
重点的に推進	重点的に推進	生活保護法に法制化され、今後各自治体の実状に即した実施が求められるため、重点的に推進する必要がある。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額				-	5,640	5,640	4,860	4,905
決算額（元年度は見込み）			-	-	3,953	3,760	4,602	4,905
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
保健指導実施者数					14	18	14	30
予算・決算の内訳		平成29年度（決算）			平成30年度（決算）		令和元年度（予算）	
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	健康管理支援業務委託	3,760	委託料	健康管理支援業務委託	4,602	委託料	健康管理支援業務委託	4,905

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	296	754	458	地方税	0	0	0	
	物件費	3,760	4,602	842	国庫支出金	2,819	3,451	632	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,819	3,451	632	
	賞与・退職給与引当金繰入額	99	60	▲ 39	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,336	▲ 1,965	▲ 629	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	4,155	5,416	1,261	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,336	▲ 1,965	▲ 629	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,336	▲ 1,965	▲ 629		

備考

本事業は委託により実施しており、行政費用の約85%を委託費である物件費が占めている。行政収入は、全額国庫補助金となっている。

問題点・課題

○国から、支援対象者の抽出に、健康増進法に基づく健康診査データの活用を促されているため、被保護者の受診勧奨が必要である。
○病気に対する意識の低い人への受診勧奨が困難である。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	健診データ等の分析から、支援が必要な対象者を選定し、実施者数を増加させる。	健診データ等の分析から、支援が必要な対象者を選定したが、実施者数を増加させることは出来なかった。	業務委託内容を見直し、面接による受診だけでなく、訪問による保健指導を強化する。
②	個々の事情により面談できない者に対しては、訪問による保健指導を行う等の代替案を実施する。	—	—
③			
他区の実況	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)	未実施：千代田区、港区、新宿区、台東区、大田区		